

令和7年

11月定例総会会議録

酒田市農業委員会

## 令和7年11月定例総会 会議録

1 日 時 令和7年11月12日（水） 午前9時30分 開議

2 場 所 市役所 703号室

3 出席委員（23名）

1番	莊司太一郎	委員	2番	後藤 保喜	委員	3番	池田 良之	委員
4番	大場 重樹	委員	5番	石川 渡	委員	6番	佐藤 良	委員
			8番	五十嵐弘樹	委員	9番	佐藤 秀之	委員
10番	飯塚 将人	委員	11番	佐藤 晴子	委員	12番	兼山 宏勝	委員
13番	尾形 大介	委員	14番	樋口 準二	委員	15番	佐々木浩希	委員
			17番	高橋 公基	委員			
19番	佐藤 利篤	委員						
22番	伊藤 正行	委員				24番	伊與田明子	委員
25番	川村 恵実	委員	26番	齋藤 均	委員	27番	佐藤 耕造	委員
28番	田村 晴久	委員	29番	遠田 裕己	委員			

4 欠席委員（6名）

7番	吉高祐二郎	委員	16番	佐藤 浩良	委員	18番	三浦ひとみ	委員
20番	阿部 香美	委員	21番	土田 治夫	委員	23番	佐々木治人	委員

5 事務局職員出席者

事務局長 玉澤千秋 事務局次長 遠田 博 農地係長 齋藤敏夫  
専門員 佐藤久志 調整主任 小松文緒

6 報告事項

- 農地法第3条の3届出書の受理について
- 農地法第5条届出書の受理について
- 農地の現況等に係る照会に対する回答について
- 解約
- 農地法第18条第6項の規定による通知受理について
- 農地法第3条の規定による許可の錯誤訂正について

7 議 事

議第38号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議第39号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議第40号 農用地利用集積等促進計画の認可について

8 その他

9 開 会

---

## 開 会

(午前9時30分 開議)

○玉澤事務局長

おはようございます。

ただいまから令和7年11月酒田市農業委員会定例総会を開会いたします。

総会の開会に当たり、齋藤会長が挨拶を申し上げます。

○齋藤 均 会長

(挨拶)

○玉澤事務局長

ありがとうございます。

総会の議長は、酒田市農業委員会規定第19条により会長が務めるとなっております。齋藤会長、よろしくお願いします。

○齋藤 均 議長

それでは、皆さんのご協力によりまして議事を円滑に進行したいと思います。

本日の欠席委員は、7番、吉高祐二郎委員、16番、佐藤浩良委員、18番、三浦ひとみ委員、20番、阿部香美委員、21番、土田治夫委員、23番、佐々木治人委員の6名です。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

お手元に配付しております定例総会次第によって進めます。

---

### ◎議事録署名委員の指名

○齋藤 均 議長

最初に、議事録署名委員の選任を行います。

選任の方法は、議長にご一任願います。

議事録署名委員に、29番、遠田裕己委員、1番、莊司太一郎委員の両名にお願いいたします。

---

### ◎報告事項

○齋藤 均 議長

最初に、報告事項について事務局の説明を求めます。

○玉澤事務局長

報告事項については、議案の3ページからになります。

今回の報告事項は、1番、農地法第3条の3届出書の受理について17件、2番、農地法第5条届出書の受理について4件、3番、農地の現況等に係る照会に対する回答について2件、4番、解約、3件、5番、農地法第18条第6項の規定による通知受理について10件、6番、農地法第3条の規定による許可の錯誤訂正について1件、以上37件について農地係長が報告いたします。

○齋藤係長

(報告事項を朗読説明する)

○齋藤 均 議長

報告事項ではございますが、ご質問、ご意見のある方お願いします。

ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、これで報告事項を終わります。

---

◎議 事

○齋藤 均 議長

これより議事に入ります。

議第38号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○玉澤事務局長

議第38号 農地法第3条の規定による許可申請については、19件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。

詳細について説明いたします。

○齋藤係長

それでは、農地法第3条の規定による許可申請について、19ページ目をご覧ください。

なお、今回の農地法第3条の許可申請については、全ての案件におきまして、全部効率活用要件、農業常時従事要件、地域との調和要件まで、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件を満たしているものと考えます。

また、今回の3条案件では、農業者年金への影響はございません。

それでは19ページ目の酒田85番をご覧ください。

酒田85番、使用貸借、宮野浦、広野、坂野辺新田の畑、山林。こちら山林は現況畠でございます。合計18筆、坂野辺新田の〇〇さんから坂野辺新田の〇〇さんへ。こちらは申請事由その他で、10年の年金なしの経営移譲のための使用貸借となっております。

酒田86番、使用貸借で広野の田んぼ、畑、合計7筆、広野の〇〇さんから広野の〇〇さんへ、その他で、こちらも同じく20年の年金の伴わない経営移譲となっています。

続きまして、20ページ、酒田87番、使用貸借で丸沼の畑、宅地、田んぼ。こちら宅地は現況畠でございます。丸沼の〇〇さんから丸沼の〇〇さんへ。こちらも申請事由がその他で、年金を伴わない20年の使用貸借となっております。

続きまして、酒田88番、使用貸借で新堀の田んぼ12筆、新堀の〇〇さんから新堀の〇〇さんへ。こちらも申請事由その他で、年金を伴わない20年の使用貸借となっております。

続きまして、22ページ。

酒田89番、使用貸借で新堀と門田の田んぼ、畑、合計22筆、新堀の〇〇さんから新堀の〇〇さんへ。申請事由がその他で、こちらは特例年金がございまして、伴う10年の使用貸借となっております。

酒田90番、賃貸借で手蔵田の田んぼ6筆、手蔵田の〇〇さんから横代の〇〇さんへ。相手方の要望で10アール当たりの金額が1万1,015円の3年契約となっております。総額で16万4,000円となっております。

続きまして、酒田91番、賃貸借で広野の田んぼ2筆、東京都足立区の〇〇さんから広野の〇〇さんへ。こちらは相手方の要望で10アール当たり1万円の10年間の賃貸借契約です。総額が6万7,740円となっております。

酒田92番、所有権移転で刈屋の畑10筆、刈屋の〇〇さんから庄内町狩川の〇〇さんへ。こちらは申請事由その他で贈与となっております。

続きまして、酒田93番、所有権移転で、刈屋の畑1筆、錦町一丁目の〇〇さんから刈屋の〇〇さんへ。こちらは相手方の要望で別紙資料のほうをご覧ください。

酒田93番、10アール当たりの金額が50万円。総額で32万6,000円となっております。

続きまして、酒田94番、所有権移転で生石の田んぼ1筆、北沢の〇〇さんから生石の〇〇さんへ。相手方の要望で、こちらのほうも別紙資料のほうをご覧ください。

酒田94番、10アール当たりの金額が189万7,500円となっております。こちらは総額100万円となっております。

酒田95番、所有権移転で、宮海、藤塚の山林、田んぼ。山林は現況畑となっております。合計5筆で藤塚の〇〇さんから宮海の〇〇さんへ。相手方の要望で、こちらのほうも別紙資料95番をご覧ください。10アール当たりの金額が37万4,500円となっております。こちらは総額300万円となっております。

続いてよろしくお願ひいたします。

#### ○佐藤専門員

それでは、まず八幡地区2件になります。

八幡10番、賃貸借権の設定になります。小泉の田んぼ3筆、福山の〇〇さんから福山の〇〇さんへ。申請事由は相手方の要望になります。10アール当たり1万円で令和8年1月1日から10年間の契約になっております。

25ページをお願いいたします。

八幡11番、使用貸借権の設定になります。手塚の田んぼ10筆、手塚の〇〇さんから、同じく〇〇さんへ、親子間になります。年金を伴わない経営移譲で申請事由はその合併。契約期間等につきましては、令和8年1月1日から20年間になっております。

八幡地区は以上です。

#### ○小松調整主任

続いて、松山地区です。松山は5件になります。

松山14番、所有権移転で、小見早房の畑1筆、東泉町三丁目、〇〇さんから新青砥の〇〇さんへ。申請事由は相手方の要望です。

別紙資料1ページをご覧ください。

松山14番、10アール当たりの価格は4万円となっております。〇〇さんは農地の隣地に住宅を新築し、自家消費として家庭菜園をするために一緒に農地も購入となりました。

総会資料2ページから4ページに新規就農者のためエントリーシートをつけております。今後は親戚や友人に農家の方もいるので、栽培について指導していただく予定とお聞きしています。

続いて、松山15番、所有権移転で竹田字清水下の田んぼ1筆、中牧田の〇〇さんから竹田の〇〇さんへ。申請事由はその他で贈与となります。

続いて、26ページ、松山16番、所有権移転で、竹田字藤里の田んぼ1筆、竹田字竹ノ下、〇〇さんから竹田字藤里、〇〇さんへ。申請事由は相手方の要望で、資料1ページ、松山16番、10アール当たりの価格は30万円です。

松山17番、所有権移転で山寺字弁財の田んぼ4筆、山寺字宅地、〇〇さんから山寺小出池ノ尻、〇〇さんへ。申請事由は相手方の要望で、資料1ページ、松山17番、10アール当たりの価格は8万1,200円です。

続いて、27、28ページ、ご覧ください。

松山18番、使用貸借で臼ヶ沢仲割から山寺弁財までの田、畑46筆です。山寺字小出池ノ尻、〇〇さんから、同じく山寺字小出池ノ尻、〇〇さんへ。申請事由はその他、親子間での経営移譲となります。

松山は以上です。

#### ○齋藤係長

続きまして、平田7番、私のほうからご説明申し上げます。賃貸借で砂越の田んぼ2筆、砂越の〇〇さんから〇〇さんへですね、相手方の要望で10アール当たり1万円の5年間の賃貸借となります。総額が4万4,000円となります。

説明は以上となります。

#### ○齋藤 均 議長

農地調査委員会の報告をお願いします。

#### ○8番 五十嵐弘樹委員

8番、五十嵐です。

11月6日に第1班による農地調査会を行っております。

議第38号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地調査委員会では協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長

質疑に入る前ではございますが、3条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。

今回の議案の中で地元農業委員からは、現地調査の結果、特に疑義のある報告は受けていないということですが、何かお気づきの点など補足的説明があれば初めにお願いします。

何かございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方、お願いします。

尾形委員。

○13番 尾形大介委員

13番、尾形です。

酒田の92番と94番なんですけれども、92番、刈屋のほう、畑で結構な面積なんですけど、上物というのではないんでしょうか。下の同じ〇〇さん、刈屋だと50万となっていますけれども、上はどういうので、上物は梨とかはないんでしょうか。

あと、94番なんですけど、これもちょっと農地にしてはいい値段だなと思いまして、上物というものはないんでしょうか。

○齋藤 均 議長

まず、92番、93番の事務局の説明をお願いします。

○齋藤係長

93番につきましては、上物があるという形で伺っております。

○10番 飯塚将人委員

10番、飯塚です。

今回、三浦ひとみ委員が欠席のため、私もよく内容を把握しているわけではないのですが、この庄内町の〇〇さんというのが何年か前から、ここの家でずっと研修というか、仕事しながらやっていたと思います。そして、この家の人がもう後継者もないということで贈与という形で、この立木絡みで、それ以上の中身は、次回、三浦ひとみ委員が出席したら分かると思います。私が、今分かる範囲なら、何年か前からここに刈屋に来て仕事をしていて、そのまま贈与、立木絡みで。

○齋藤 均 議長

事務局は。どうですか、刈屋のほう。

ここで一旦暫時休憩いたします。

午前10時00分 休憩

午前10時01分 再開

○齋藤 均 議長

それでは再開いたします。

事務局の説明お願いします。

○佐藤専門員

酒田92番に対してございますけれども、こちらは〇〇さんのはうから〇〇さんのほうに継承という形で農地のはうをお願いしたいというところがありまして、その合意により贈与という形になつ

ております。

93番に関しましては、こちらの1筆でございますが、樹木、梨の木のほうが入っている形になっております。

また、最後の酒田94番に関しましては、こちらのほうですが、農地を管理する関係の費用も含めまして総額100万円という形で、土地のほうの金額になっております。

事務局からは以上でございます。

○齋藤 均 議長

尾形委員、よろしかったでしょうか。

○13番 尾形大介委員

はい、分かりました。

○齋藤 均 議長

進めます。

ほかにご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第38号 農地法第3条の規定による許可申請について許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議第38号については許可決定といたします。

続きまして、議第39号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○玉澤事務局長

議第39号 農地法第5条の規定による許可申請については、1件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。

詳細につきまして説明いたします。

○齋藤係長

こちら、議第39号 農地法第5条の規定による許可申請について。

酒田18番でございます。坂野辺新田字地続山の畠7筆と山林の3筆ですが、山林は現況畠の合計10筆、登記簿面積2万753平米、実測で9,743平米、坂野辺新田の〇〇さん外2名から〇〇さんへの賃貸借となります。転用理由が山砂採取、農地区分は農用地区域、許可基準は1年間の一時転用となります。採取量は2万5,142立米、最大掘削深は7.1メーターとなっております。今回の申請地は別紙資料のほうをご覧いただきまして、10ページにございますこちらの内容のとおり4回の計画中、3回目の計画となっております。

続きまして、戻りまして別紙資料の5ページ目をご覧ください。

位置図と案内図がございます。場所は袖浦地区の坂野辺新田、〇〇から北西に約2.6キロメートルの畠地となります。赤線で囲まれた箇所が今回の申請地でございます。

続きまして、3ページ目の字限図をご覧ください。

こちらの箇所は今回が3回目となり、搬出路につきましては北側から市道に出る計画となっております。

7ページから9ページは、優良農地造成後の耕作確約書となります。栽培作物は花卉、野菜となっ

ております。

説明は以上となります。

○齋藤 均 議長

農地調査委員会の報告のほうをお願いします。

○8番 五十嵐弘樹委員

8番、五十嵐です。

議第39号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地調査委員会では、協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見だったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長

こちら、酒田18番の砂採取案件については地元委員の確認のほか、砂利対策協議会で現地確認を行っておりますので、地元委員からの報告は割愛いたします。

これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方、お願いします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第39号 農地法第5条の規定による許可申請について許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議第39号については許可決定といたします。

続きまして、議第40号 農用地利用集積等促進計画の認可についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○玉澤事務局長

議第40号 農用地利用集積等促進計画の認可については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により、やまがた農業支援センターから認可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。

詳細について説明いたします。

○齋藤係長

それでは、議第40号 農用地利用集積等促進計画の認可について説明いたします。

令和5年4月に基盤法が改正されまして、令和7年4月からは経過措置も終了したことから、農地の貸借契約については、農地法第3条による方法と中間管理事業による農用地利用集積等促進計画による方法の2通りとなりました。

そこで、中間管理事業による農用地利用集積等促進計画を策定するには、農地中間管理機構に促進計画を定めるよう要請する手続きが必要になり、9月総会で要請してよいかをご審議、ご承認いただきましたことから、農地促進計画策定の要請をしておりました。その要請を受けまして、やまがた農業支援センターより、別紙議案書のとおり、中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の認可申請があり、認可してよろしいか、ご審議いただくものです。

なお、認可につきましては、農地中間管理事業の促進に関する法律では、県知事の認可を受けなければならぬとされておりますが、酒田市は山形県より認可公告の権限の移譲を受けておりますので、酒田市において認可するものです。

内容をご説明いたします。

別紙資料の議案書のほうをご覧になってください。

今回の要請は、中間管理事業による契約が満了したことによる更新が中心となります。新規契約が出し手2人、受け手1人、筆数31筆、面積9万1,815平米、更新契約が出し手1,040人、受け手79人、筆数5,591筆、面積が1,452万7,158.24平米となります。受け手変更の移転が出し手2人、受け手2人、筆数98筆、面積29万9,335平米となります。

筆ごとの一覧は、タブレットに送信させていただきましたPDFファイル促進計画案一覧（議第40号）をご覧ください。

新規契約が1ページ、更新契約が2ページから183ページ、移転が184ページから186ページとなります。

続きまして、地域計画区域ごとにページ数をお知らせいたします。後ほど皆様の担当地区の確認の際にご参考としていただければと思います。

まず、新規でございますが、14番、八幡地区はページ1のみとなります。1ページのみとなります。

続きまして、移転でございますが、こちらは12番、袖浦地区で186ページ、14番、八幡地区で184ページから185ページが移転となります。

続きまして、これから以下の説明は更新のほうになります。

1番、南遊佐地区、2ページから5ページ。

2番、西荒瀬地区、5ページから7ページ。

3番、本楯地区、8ページから28ページ。

4番、上田地区、29ページと31ページと37ページとなります。

5番、北平田地区、29ページから64ページまで。また、66ページ。

6番、東八幡地区、64ページ。

7番、中平田地区、64ページから66ページ。

8番、北部地区、なし。

9番、南部、66ページから67ページ。

10番、新堀地区、67ページから116ページ、133ページから134ページ、あと147ページと160ページが新堀地区となります。

11番、広野地区、116ページから133ページ、134ページから141ページ、142ページから161ページとなっております。

12番、袖浦地区、134ページ、飛んで141ページから161ページ。

13番、浜中地区、161ページ。

14番、八幡地区、161ページから168ページ。

15番、松山地区、168ページから170ページ。

16番、平田地区、170ページから183ページ。

以上となります。事務局の説明は以上でございます。

○齋藤 均 議長

農地調査委員会の報告をお願いします。

○8番 五十嵐弘樹委員

8番、五十嵐です。

議第40号 農用地利用集積等促進計画の認可について、農地調査委員会では協議及び審議の結果、要請することに特に問題なしとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長

それでは質疑に入ります。

件数が多いため、審議の前に精査のための時間を設けたいと思います。2分間の黙読をお願いします。

(黙読)

○齋藤 均 議長

初めに、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件を先に審議します。議事参与制限に該当する案件として、2番、後藤保喜委員、8番、五十嵐弘樹委員、12番、兼山宏

勝委員、14番、樋口準二委員、10番、飯塚将人委員 5名に退席を求めます。

午前10時15分 休憩  
午前10時17分 再開

○齋藤 均 議長

再開します。

議事参与の制限に係る案件について、議案書のページと番号を申し上げます。

別紙議案書、促進計画案一覧の10ページ、中03本橋23番と、21ページ、中03本橋104番、29ページから64ページ、中05北平田1番から中06東平田3番、67ページ、中09南部6番と中09南部9番、144ページ、中12番、袖浦22番、172ページから181ページ、中16平田12番から中16平田55番についてご質問、ご意見のある方、お願ひします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、中03本橋23番、中03本橋104番、中05北平田1番から中06東平田3番、中09南部6番、中09南部9番、中12袖浦22番、中16平田12番から中16平田55番の質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限について、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、これらについて許可することを決定いたします。

ここで、2番、後藤保喜委員、8番、五十嵐弘樹委員、12番、兼山宏勝委員、14番、樋口準二委員、10番、飯塚将人委員の退席を解除します。

午前10時25分 休憩  
午前10時27分 再開

○齋藤 均 議長

再開します。

続きまして、これまで決定した農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件以外について審議します。

ご質問、ご意見のある方お願ひします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようなので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議事参与の制限の案件以外を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議事参与の制限の案件以外を要請することを決定いたします。

以上により、議第40号については全て許可決定となりました。

以上をもちまして、令和7年11月定例総会を閉会いたします。

午前10時30分 閉会

酒田市農業委員会規程第22条第2項の規定により、ここに署名する。

令和7年11月12日

酒田市農業委員会

議長  
(会長)

会長職務代理者

農地調査委員長

農業委員

農業委員